



公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定による危険物取扱者講習を次のとおり実施します。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

1 日時及び会場

別表のとおりとします。

2 講習対象者

消防法第13条の23に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者とし、講習区分ごとの対象者は、次の表のとおりとします。

ただし、現に危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者であっても受講することができます。

講習区分	講習の対象となる危険物取扱者
給油取扱所講習	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者
一般(その他)講習	給油取扱所以外の施設において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者

3 講習科目及び科目ごとの講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 受講手続

(1) 提出期間及び提出書類

受講しようとする者は、別表に定める提出期間内に、危険物取扱者保安講習受講申請書(以下「申請書」という。)を提出してください。

(2) 手数料

手数料(4,700円)は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付してください。

(3) 提出先

長野市大字南長野野幅下692の2 (〒380-8570)
社団法人長野県危険物安全協会
電話 026-235-2790

5 その他

- (1) 講習当日は、危険物取扱者免状を持参し、受付に提示してください。
- (2) 申請書の用紙の交付請求及び講習についての問い合わせは、最寄りの消防本部(署)又は社団法人長野県危険物安全協会にしてください。
- (3) この申請書によって収集する個人情報、危険物取扱者講習の実施及び受講状況の把握のために収集するものです。

(別表)(1、4関係)

開催日	講習会場	受付時間及び講習時間		申請書提出期間		
		給油取扱所講習	一般(その他)講習			
平成18年	8月3日(木)	飯田市 飯田勤労者福祉センター	受付時間 8:30~9:00	受付時間 12:30~13:00	平成18年6月12日(月)~6月23日(金)	
	8月8日(火)	佐久市 佐久合同庁舎	講習時間 9:00~12:00	講習時間 13:00~16:00		
	8月22日(火)	諏訪市 諏訪合同庁舎				
	8月25日(金)	松本市 松本勤労者福祉センター				
	9月6日(水)	上田市 上田創造館				
	9月8日(金)	木曾郡木曾町 木曾文化公園				
	9月19日(火)	長野市 長野県自治会館				
	10月17日(火)	中野市 北信合同庁舎				平成18年9月4日(月)~9月15日(金)
	10月20日(金)	松本市 松本勤労者福祉センター				
	10月27日(金)	伊那市 長野県伊那文化会館				
	11月10日(金)	大町市 大町市文化会館サン・アルプス大町				
	11月15日(水)	長野市 長野県自治会館				

消防チーム

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部市町村チーム
(2) 所在地 長野市大字南長野野幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人地方自治情報センター
(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
110,673,977円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由
地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市町村チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

インターネット接続サービス及びハウジングサービス運用業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部情報政策チーム

電話 026(235)7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成18年6月8日 午後2時から

(2) 場所 長野県庁 西庁舎1階107号会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月20日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎4階403号会議室

(3) 郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年6月19日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部情報政策チーム

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報政策チーム

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成18年5月24日	患畜	1	須坂市

食の安全・生活衛生チーム

公告

茅野市における県営御柱の里地区青柳換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年5月18日行いました。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

県営竹田原地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 縦覧に供する書類
県営竹田原地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成18年6月6日から7月3日まで
- 縦覧の場所
東筑摩郡山形村役場

水と土・郷づくりチーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アメリカンドラッグ塩田店
上田市大字本郷字吉原759-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップランド
松本市大字今井7155-28
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)
アップランド塩田店
(変更後)
アメリカンドラッグ塩田店
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
株式会社アップランド	瀧澤 知 峰	松本市大字今井7155-28
新保 靖彦		上田市大字中之条1180
宮島 きよみ		小県郡真田町大字長7539-1

(変更後)

氏名または名称	代表者氏名	住 所
株式会社モリキ	森 高 明	飯山市南町13-3

- 変更した年月日
平成18年4月26日
- 届出年月日
平成18年5月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年6月5日から平成18年10月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ丸子店
上田市上丸子1023ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前7時～午後8時	午前5時～午後8時

- 変更する年月日
平成18年6月2日
- 届出年月日
平成18年5月19日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム
- 縦覧の期間
平成18年6月5日から平成18年10月5日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

長野市による田野口地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月5日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成14年5月30日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
長野市
- 4 事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地
- 5 工事着手年月日
平成14年10月29日
- 6 工事完了年月日
平成18年3月22日

水と土・郷づくりチーム

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月5日

長野県上小地方事務所長 田中利明

- 1 許可番号 平成18年2月16日
長野県上小地方事務所指令17上小地建第14-16号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市下丸子字道定687-16、694、696-1、697-1、698-1、699、700-1、700-2、712-1、712-2、713
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市踏入2丁目16-56
株式会社ダイワコーポレーション
代表取締役 山崎 清

建築まちづくりチーム

公告

長野市による下石川地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月5日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成14年6月20日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
長野市
- 4 事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地
- 5 工事着手年月日
平成14年12月27日
- 6 工事完了年月日
平成18年3月23日

水と土・郷づくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月5日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

- 1 許可番号 平成18年4月10日
長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-19号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字三ヶ日町字城937-6、938-1、938-2、939-1、939-2、939-3、940-1、941、942-1、942-2、943-1、943-2、944-1、944-2、上伊那郡南箕輪村字天下方131、131-2、132、133-1、133-2、158
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市野溝木工2丁目7番50号
株式会社松本日栄 代表取締役社長 昌川 真士

建築まちづくりチーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月5日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 許可番号 平成18年2月28日
長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-17号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141-231
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都中央区京橋1-1-1
東急リゾート株式会社 代表取締役 石垣 時彦

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年6月5日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1 (1) 許可番号 平成18年2月17日
長野県指令17建第4-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須崎市大字井上字傳石281-2、281-3、281-6、288-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須崎市大字井上288-1 横山 正男
須崎市臥竜4-8-33-1 横山 浩一

- 2(1) 許可番号 平成18年5月11日
長野県指令18建第6-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字飯田字狐橋50-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上高井郡小布施町大字飯田54-1 西原大治
須坂市塩川町658-6
グリーンコート長者B202 西原徳男
- 3(1) 許可番号 平成18年3月8日
長野県長野地方事務所指令17長地建第12-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千曲市大字稲荷山字治田1270-2の内、1270-3、1271-1、
1272-1、1273-1、1274、1275、1276-1、1283-1、1284-
1、1285-1、1286-1、1287-1、1288、1289、1290、1291、
1292-1、1293-1、1294、1295、1295-1、1296、1297、
1298-1、1299、1314-1、1385、1386、1387、1388-1、
1389、1390、1391、1392、1393、1394、1397、1404-1、1404-
2、1404-3の内、1405-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都荒川区西日暮里2丁目27番5号
株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤公平

建築まちづくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月5日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長
木下久敏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
全身麻酔管理装置、生体情報モニター及び麻酔表記録装置一式
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成18年8月31日
- (4) 納入場所
長野県立総合リハビリテーションセンター
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字下駒沢618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター 管理部総務チーム
電話 026(296)3953

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年6月21日 午後2時
イ 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター
管理棟3階大会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成18年6月20日 午後5時(必着)
イ 場所 長野市大字下駒沢618-1(郵便番号 381-8577)
長野県立総合リハビリテーションセンター
管理部総務チーム
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要です。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月5日

長野県長野工業高等学校長 赤羽利文

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
パーソナルコンピュータ41台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間
平成18年11月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 借入場所
長野県長野工業高等学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市差出南3丁目9番1号
長野県長野工業高等学校
電話 026(227)8555

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年7月3日 午後2時
イ 場所 長野県長野工業高等学校 応接室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育チーム

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定により長野県知事から委任された平成18年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成18年6月5日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 三澤 眞

1 試験の日時

平成18年10月15日(日)午後1時から午後3時まで(宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「登録講習修了者」という。))については、午後1時10分から午後3時まで)

2 試験場所

次の(1)から(4)までのうち、いずれかの試験場所とします。ただし、登録講習修了者については、(2)の試験場所とします。

- (1) 信州大学工学部(長野市若里4-17-1)
- (2) 信州大学全学教育機構(松本市旭3-1-1)
- (3) 信州大学繊維学部(上田市常田3-15-1)
- (4) 信州大学農学部(上伊那郡南箕輪村8304)

3 試験の内容

おおむね次の事項(登録講習修了者については、(1)及び(5)に掲げるものを除きます。)について行います。

なお、法令に関する出題は、平成18年4月1日現在の内容に基づいて行います。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

4 試験の方法及び出題数

- (1) 方法
択一式の筆記試験によります。
- (2) 出題数
50問(登録講習修了者については、45問)
- 5 受験申込み
次のとおりインターネット又は郵送により申し込んでください。
- (1) インターネットによる場合
- ア 試験案内のホームページへの掲載
- (7) 掲載期間
平成18年7月3日(月)から7月18日(火)まで
- (4) 掲載場所
財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)
- イ 申込期間
平成18年7月3日(月)午前9時30分から7月18日(火)午後9時59分まで
- ウ 申込方法
- (7) 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込み画面に所定の事項を入力してください。
- (4) 写真ファイル(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景でJPEG形式のもの)
- エ 受験手数料
7,000円(財団法人不動産適正取引推進機構が指定した方法により払い込んでください。)
- (2) 郵送による場合
- ア 試験案内及び受験申込書の配布
- (7) 配布期間
平成18年7月3日(月)から7月31日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除きます。)
- (4) 配布場所
社団法人長野県宅地建物取引業協会各支部及び長野県の各地方事務所
- イ 申込期間
平成18年7月3日(月)から7月31日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。
- ウ 提出書類
- (7) 受験申込書(受験手数料を納入したことを証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)
- (4) 写真1葉(平成18年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)
- (7) 登録講習修了者については、登録講習修了者証明書
- エ 受験手数料
7,000円(受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込んでください。)
- オ 郵送先及び郵送方法
社団法人長野県宅地建物取引業協会(郵便番号 380-0836 長野市南県町999-10 長野県不動産会館 電話 026-226-5454)あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込んでく

ださい。

6 合格発表

- (1) 発表の期日
平成18年11月29日(水)

(2) 発表の方法

長野県庁、長野県の各地方事務所並びに社団法人長野県宅地建物取引業協会本部並びに上小、佐久、中信、上伊那、更埴、諏訪、飯田、須高及び茅野の各支部に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行います。

7 試験に関する問い合わせ先

社団法人長野県宅地建物取引業協会

長野市南県町999-10 長野県不動産会館 電話 026-226-5454

建築まちづくりチーム